

中・小規模事業者事業継続応援金対象業種基準表

日本標準産業分類 (平成 28 年経済センサス基礎調査産業分類)	
製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 貴金属、宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、造花、針・ピン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン、絵画用品、漆器、畳、うちわ、ほうき・ブラシ、眼鏡の製造等
卸売業	51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 家具・建具・じゅう器、医薬品・化粧品、紙・紙製品、金物、肥料・飼料、スポーツ用品、娯楽用品、がん具、たばこ、ジュエリー製品、書籍・雑誌の卸売業等

小売業	<p>56 各種商品小売業 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの） ミニスーパー、よろず屋等</p> <p>57 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>58 飲食料品小売業（観光産業事業継続応援金対象を除く。）</p> <p>59 機械器具小売業</p> <p>60 その他の小売業 家具・建具・畳、じゅう器、医薬品・化粧品、農耕用品、 燃料、書籍・文房具スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽 器、写真機・時計・眼鏡、花・植木、ペット・ペット用品、 中古品、たばこ、建築材料ジュエリー製品の小売業等 ※小売業のすべてについて無店舗小売業は除く。</p>
生活関連サービス業	<p>78 洗濯・理容・美容・浴場業（浴場業を除く。） 洗濯・理容・美容、エステ、ネイル、リラクゼーション業等</p> <p>79 その他の生活関連サービス業 旅行業、衣服裁縫修理業、冠婚葬祭業、写真プリント・現像・ 焼付業、易断所、運転代行業等、ペット美容室等</p>
娯楽業	<p>80 娯楽業 スポーツ施設提供業（ゴルフ場、ゴルフ練習場等）、遊戯場（マ ージャンクラブ等）、その他の娯楽業（カラオケボックス等）</p>
教育、学習支援業	<p>82 その他の教育、学習支援業 学習塾、教養・技能教授業（音楽教授業、書道教授業、生花・ 茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・ 健康教授業、その他の教養・技能教授業（囲碁、編物、着物着 付、料理、美術、工芸[彫金、陶芸など]、日本舞踊、ダンス等 の教室）</p>
療術業	<p>835 療術業 あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復 師の施術所、骨接ぎ業、接骨院、整骨院、その他の療術業（カ イロプラクティック、電気療法、温熱療法、足裏マッサージ、 医業類似行為のボディ・ハンド・フットケア等）</p>
サービス業（他に分類されないもの）	<p>89 自動車整備業</p> <p>90 機械等修理業（製造・小売を除く） 電気機械器具修理業、その他の修理業（家具、時計、履物、楽 器等）</p> <p>91 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>92 その他の事業サービス 速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に 分類されない事業サービス業（浄業看板書き業等）</p>